

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>誕生記念樹給付</p> <p>対象者：誕生時に藤岡市民として住民登録した子ども</p> <p>内 容：・本数 1人あたり3種類の中から1本 ・種類 市の木「きんもくせい」、市の花「ふじ」・「冬桜」 ・引換券交付時期 福祉医療費受給資格者証交付申請時 ・引換方法 指定された場所に引換券を提出し、苗木を受け取る。</p> <p>問合せ：《都市施設課 都市施設係》 TEL：0274-40-2332（直通）</p>
	<p>第3子以降保育料無料化（保育園・認定こども園）</p> <p>対象者：・市内に住所を有する第3子以降の園児であること ・3人以上の子どもを扶養していること ・市民税等の滞納がないこと</p> <p>内 容：・第3子以降の保育料無料 ・補助限度額：月：45,900円（公立・私立） ※保護者等の市民税所得割額に応じた保育料を申請により無料とする。</p> <p>問合せ：《子ども課 児童福祉係》 TEL：0274-22-1211（内線2385）</p>
	<p>第3子以降保育料無料化（幼稚園）</p> <p>対象者：・市内に住所を有する第3子以降の園児であること ・3人以上の子どもを扶養していること ・市民税等の滞納がないこと</p> <p>内 容：・第3子以降の保育料補助 ※保護者が年間支払った保育料から、施設等利用給付認定の支給額を差し引いた額を申請により補助する。</p> <p>問合せ：《子ども課 子ども家庭支援係》 TEL：0274-22-1211（内線2286）</p>
	<p>遠距離児童、生徒通学費補助金</p> <p>対象者：遠距離通学をしている児童生徒の保護者</p> <p>内 容：通学距離が片道4km以上の児童、生徒（ただし、スクールバス利用者は除く）</p> <p>問合せ：《学校教育課 学校庶務係》 TEL：0274-50-8212（直通）</p>
	<p>子ども医療費無料化</p> <p>対象者：誕生から中学校卒業まで</p> <p>内 容：子どもの医療費（入院・外来ともに）について無料化を実施。</p> <p>問合せ：《保険年金課 医療年金係》 TEL：0274-40-2259（直通）</p>
	<p>藤岡市奨学金（貸与）</p> <p>対象者：・市内に1年以上居住する世帯の子弟であること ・学力優秀、品行方正、健康であること ・経済的理由により学資支出が困難であること ・保護者の前年の所得金額が700万円以内（共働きの場合は両親の所得の合計）</p> <p>内 容：貸与金額（月額） ・高等学校、高等専門学校：20,000円以内 ・大学（大学院を除く）：40,000円以内 ・専修学校（高等課程）：20,000円以内 ・専修学校（専門課程）：40,000円以内</p> <p>問合せ：《教育委員会 教育総務課》 TEL：0274-50-8211（直通）</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>防犯ブザー及び黄色帽子の支給</p> <p>対象者：市内の小学校に入学した新生児（転入生を含む）。</p> <p>内 容：防犯ブザー及び黄色帽子を支給</p> <p>問合せ：《学校教育課 学校庶務係》 TEL：0274-50-8212（直通）</p>
	<p>ヘルメット購入費補助</p> <p>対象者：市内の中学校に自転車通学を許可された新生児（転入生を含む）。ただし、「部活動」等で許可された生徒は除く。</p> <p>内 容：自転車通学者用ヘルメット 1人当たり1,000円（定額） 1人1回限り</p> <p>問合せ：《学校教育課 学校庶務係》 TEL：0274-50-8212（直通）</p>
	<p>藤岡市看護師育成奨学金（給付）</p> <p>対象者： <ul style="list-style-type: none"> ・奨学金の給付を受ける者及び保護者が、市内に引き続き3年以上居住していること ・成績優秀、品行方正、健康であること ・経済的理由により学資支出が困難であること ・保護者の前年の所得金額が700万円以内（共働きの場合は両親の所得の合計） ・その他 </p> <p>内 容：給付金額（月額） <ul style="list-style-type: none"> ・市内に校舎がある大学（看護学部）：30,000円 </p> <p>問合せ：《教育委員会 教育総務課》 TEL：0274-50-8211（直通）</p>
住宅支援	<p>勤労者住宅建設資金</p> <p>対象者：市内に自ら居住するための住宅を建築・購入しようとする勤労者</p> <p>内 容： <ul style="list-style-type: none"> ・融資限度額 750万円 ・融資利率 2.5% ・融資期間 20年以内 ・資金使途 新築・増改築・建売・中古住宅の購入・土地の取得 </p> <p>問合せ：《商工観光課 商工労政係》 TEL：0274-40-2319（直通）</p>
	<p>市営住宅の紹介</p> <p>対象者： <ul style="list-style-type: none"> ・持ち家がなく、現在住宅に困っている方。 ・税金及び介護保険料を滞納していない方。 ・申込者は成人であること。（婚姻者は成人とみなします） ・同居を予定している親族がいる方。（要件次第では単身可） ・前年中の収入が国の定める収入基準以下である方。 など </p> <p>内 容：藤岡市のホームページをご覧ください。 http://www.city.fujioka.gunma.jp/kakuka/f_kenchiku/shieijuutaku.html</p> <p>問合せ：《建築課 住宅係》 TEL：0274-40-2326（直通）</p>

〔西部エリア〕

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	<p>空き家バンク</p> <p>対象者：・当該空き家の所有者等 ・暴力団員等でない者 ○対象建物： ・建築基準法による違反する建築物として是正指導の対象となっていないこと。 ・その他市長が不適当と認める事由のない空き家であること。 など</p> <p>内 容： 藤岡市のホームページをご覧ください。 http://www.city.fujioka.gunma.jp/kakuka/f_kenchiku/2016-0928-1408-176.html</p> <p>問合せ：《建築課 住宅係》 TEL：0274-40-2326(直通)</p>
	<p>空き家バンクリフォーム</p> <p>対象者：・空き家バンクを通じて取得した住宅の所有者で、当該住宅の補助対象工事を行うものであること。 ・工事の実績報告をする日から5年間、補助対象の住宅に継続して居住する見込みであること。 ・市町村税を滞納していないこと。 ・暴力団員等でないこと。</p> <p>内 容： 藤岡市のホームページをご覧ください。 http://www.city.fujioka.gunma.jp/kakuka/f_kenchiku/akiyabank-reform.html</p> <p>問合せ：《建築課 住宅係》 TEL：0274-40-2326(直通)</p>
その他	<p>創業者融資保証料補助金及び利子補給金</p> <p>(新) 対象者：・市内での創業に要する資金（借換資金は除く）について、「群馬県」及び「日本政策金融公庫」が実施する融資制度のうち創業者向けの融資を受けた法人又は個人 ・主な対象要件 ①融資を受けた時点で、創業する者又は創業後1年未満の者 ②市税（市外在住の個人にあっては、当該居住地における市町村税）を完納していること</p> <p>内容：・保証料補助金 信用保証協会に支払った信用保証料の全額（変更により追加で支払うものを除く。） ・利子補給金 融資を受けた日から5年間に支払った利子の全額（返済期日の遅延に係るものを除く。） ・申請方法 融資を受けた日から3カ月以内に申請する必要があります。</p> <p>問合せ：《商工観光課 商工労政係》 TEL：0274-40-2319(直通)</p>
	<p>藤岡市空き店舗等活用事業補助金</p> <p>(新) 対象者：・対象地域（※1）の空き店舗等を活用して対象事業（※2）の営業をしようとする新規開業者（個人、法人） ※1【対象地域】 都市計画法に規定する近隣商業地域または商業地域と鬼石地区の本町通り、相生町通りおよび大門通り ※2【対象事業】 小売業、飲食店（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブおよび夜間営業のみの飲食店を除く）、持ち帰り・配達飲食サービス業、洗濯・理容・美容・浴場業、生活関連サービス業、教育、学習支援業に属する事業のうち、商店街のにぎわいづくりに適した事業 ・次の場合は対象外となります ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び第5項から第13項までの規定に該当する営業を行う者 ②店舗面積（大規模小売店舗立地法第2条第1項）の合計が500㎡を超える店舗 ③フランチャイズチェーン等の画一的な営業を営む店舗 ④その他、市長が不適当と認める営業を行う者</p> <p>内容：・賃借料補助 1出店者につき月額3万円（賃借料に2分の1を乗じて得た額以内）を限度とし、事業開始日の属する月の翌月から最長12ヵ月間を補助対象期間とする。 ・改修費補助 外装、内装および設備（水道、電気、ガス、空調）等の改修費の合計額に、2分の1を乗じて得た額以内（上限100万円）とし、一出店者につき1回限りとする。 ※市内に住所又は事業所を有する者が施工した経費に限る。 ※賃借料補助、改修費補助ともに、事業開始後の申請はできませんのでご注意ください。</p> <p>問合せ：《商工観光課 商工労政係》 TEL：0274-40-2319(直通)</p>